

最低賃金

三重県 最低賃金

時間額

■発効日：令和3年10月1日

※三重県内で働く全ての労働者に適用されます。
(下表の特定(産業別)最低賃金が適用される方は除かれます。)

902円

使用者も
労働者も

必ず
チェック!

三重県特定(産業別)最低賃金

ガラス・同製品製造業最低賃金

時間額 **923円**

発効日 令和3年12月21日

電線・ケーブル製造業最低賃金

時間額 **942円**

発効日 令和3年12月21日

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

時間額 **927円**

発効日 令和3年12月21日

建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金

時間額 **962円**

発効日 令和3年12月21日

※「三重県鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」、「洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」の取り扱いについて



「三重県最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

したがって、「三重県鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金(時間額739円、日額5,907円 平成10年12月15日発効)」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金(時間額762円 平成15年12月15日発効)」、「洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金(時間額843円 平成27年12月20日発効)」が適用される労働者については、三重県最低賃金(時間額902円)以上の賃金を支払わなければなりません。

最低賃金引上げ支援制度のご案内

業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して、生産性向上を実現しましょう。最低賃金引上げ支援として、業務改善助成金があります。是非、ご検討ください。



お問い合わせは、三重労働局賃金室 **TEL 059-226-2108** 又は最寄の三重県下各労働基準監督署へ

関連ページはこちら

ウェブ検索はこちらへ

三重労働局



最低賃金に関する特設サイト



働き方改革推進支援センター



業務改善助成金



- 最低賃金のチェック
- 無料相談窓口

最低賃金制度

三重 働き方改革推進支援センター

時間外労働の上限規制について

労働時間の上限（法定労働時間）

原則：**1週40時間、1日8時間**

例外：1週44時間、1日8時間（※）

※労働者10人未満の商業、
映画・演劇業（映画製作の事業を除く）、
保健衛生業、接客娯楽業

超える

過半数組合や労働者の過半数代表者と、時間外労働の上限規制の範囲内で、「時間外・休日労働に関する協定」（36協定）を締結し、所轄の**労働基準監督署に届出**する必要があります。

休日の最低基準（法定休日）

毎週1回または**4週を通じて4日以上**

時間外労働の上限規制（36協定の上限規制）の具体的な内容

法律による上限（原則）

1か月：**45時間**

1年：**360時間**

※1年単位の変形労働時間制を採用する場合

1か月：42時間

1年：320時間

法律による上限（原則）

1か月：**100時間未満***

複数月平均**80時間以内***

1年：**720時間**

*休日労働を含む

※最大**年6回（年6か月）**まで

時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務について

以下の事業・業務については、**令和6年3月31日まで適用が猶予**されますが、**令和6年4月1日以降は、以下のように取り扱われます。**

自動車運転者の業務

- ・特別条項付き36協定を締結する場合、年間の時間外労働の上限、**960時間**となります。
- ・時間外労働と休日労働の合計について、
月100時間未満
2～6か月平均80時間以内
とする規制は適用されません。
- ・時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6回（年6か月）までとする規制は適用されません。

建設事業

- ・**災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制が全て適用されます。**
- ・災害の復旧・復興の事業については、時間外労働と休日労働の合計について、
1か月100時間未満
2～6か月平均80時間以内
とする規制は適用されません。



※医師の具体的な上限時間は今後、省令で定められることとされています。

ご不明な点は、最寄りの労働基準監督署へご相談ください。

